

生駒市規則第 2 2 号

生駒市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 6 月 3 0 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則の一部を改正する規則

(生駒市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部改正)

第 1 条 生駒市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則（平成 18 年 1 2 月生駒市規則第 3 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 号中「拘置されている場合」の次に「若しくは留置施設に留置されて拘禁刑若しくは拘留の刑の執行を受けている場合」を加える。

(刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則の一部改正)

第 2 条 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則（令和 7 年 5 月生駒市規則第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

附則第 4 項中「、禁錮又は旧拘留の刑の執行のため刑事施設に拘置されている者」を「、禁錮若しくは旧拘留の刑の執行のため刑事施設に拘置されている者又は留置施設に留置されて当該行為に対する懲役、禁錮若しくは旧拘留の刑の執行を受けている者」に改め、「拘置されている者と」の次に「、留置施設に留置されて懲役若しくは禁錮又は旧拘留の刑の執行を受けている者は、それぞれ留置施設に留置されて拘禁刑又は拘留の刑の執行を受けている者と」を加

える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。